

# 令和8年度 税制改正要望事項(抜粋)

公益社団法人 福井県法人会連合会

## 1. 基本的な課題

### (1) 税・財政改革のあり方

#### ①財政健全化に向けて

財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

#### ②社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障制度の基本は保険料による支え合いであり、社会保障と税の一体改革は、消費税率引き上げを持って一旦の区切りを迎えたが、一般歳出の50%以上を社会保障費が占める現状において持続可能な社会保障制度を作っていくには、社会保障の負担のあり方について不断の検討が必要である。

中小企業においても「賃上げ」を求めるのであれば手取額の増加として社会保険料の引き下げ実施を要望する。

なお、役員の報酬及び賞与について、その支給の方法によっては税収面においては法人税、所得税とも結果的には影響はないものの、社会保険上は標準賞与額に限度が定められていることから、支給される報酬総額は変わらないのに雇用者（法人）及び役員が負担する社会保険料を削減できることとなる。賞与の社会保険料率の適用に当たってはその上限を撤廃するなど何らかの手当てがされるべきである。

#### ③行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

次の事項について、明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう求める。

- 一 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- 二 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制

### (2) 経済活性化と中小企業対策

#### ①中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、全国法人数の約99%、その雇用数は約70%を占めており、我が国にとって重要な経済主体である。これまででも、中小企業に対しては、設備投資等の促進や事業承継に対する支援、生産性向上のための支援などが行われ、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制については、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されているところ、更なる延長を求める。

このうち中小企業経営強化税制の収益力強化設備（B類型）については、投資計画における年平均の投資利益率の見込みが5%以上から7%以上に引き上げられ、拡充措置において売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業の設備投資に対して、建物が税制の対象設備となる措置が講じられたが、対象企業はかなり絞られることが想定される。設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すためには、適用要件の緩和が必要である。

また、中小企業者等における賃上げ促進税制が改正され期限も延長されているところ、原材料価格、電気代・燃料代の高騰等コスト上昇に本来従業員の賃上げに充てられるはずの原資を圧迫している実態があり、更なる制度の強化を要望する。

さらに、中小企業に適用される軽減税率の特例15%は2年間延長されたが、これを本則化すること、また、軽減税率適用金額を1600万円に引き上げることを要望する。

税制改正に伴う事務作業に伴う負担が増し、いわゆる納税協力コストも増加しているものと考えられる。汎用性のあるシステム、ソフトの早期無償提供あるいはシステムの改修に直接要した費用の一部の税額控除を要望する。

## ②事業承継税制の拡充

少子高齢化が進む中、中小企業の数は年々減少しており、特に中小企業の休廃業・解散件数が増加している。経営者の平均年齢は上昇しており、後継者不足が深刻な問題となっている中、中小企業の事業承継が一段と厳しさを増している。

また、近年は大手企業から中小企業へのM&Aのアプローチが多数届き、自社を売却するオーナーも多数見受けられる。我が国経済の主役は全国法人数の大多数を占める中小企業である以上、事業承継がスムーズに実行できるよう異次元の事業承継税制（現行制度よりもシンプルかつ効果があり、多くの中小企業が利用できるもの）を策定されるよう要望する。

非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納税が猶予及び免除される法人版事業承継税制の恒久化を要望する。

## ③消費税への対応

二つの異なる要望事項があるので併記する。

これまでも消費税率については単一税率が望ましいと求めてきたところであるが、軽減税率制度は逆進性対策として非効率であり、財政への影響が大きいこと、また、事業者及び課税庁のコスト削減等の観点からも、単一税率制度を要望する。低所得者の負担軽減については、総所得の上限を定めて、それ以下の所得者に対し給付金を支給することにより対応する。

一方、物価高の対策として消費税減税を要望する。消費税の減税は、物価上昇にすばやく対応できる即効性のある対策であり、日々の暮らしや経済活動を支え事業者の負担も軽減される。ただし、消費税は一般会計の重要な財源であり、財源の確保や再増税の難しさといった点も考慮する必要がある。

インボイス制度が導入され制度全体が複雑化し、事業者及び課税庁双方の事務負担が増大するものとなっている。また、新たにインボイス発行事業者となった小規模事業者の中には、取引先の理解が得られず価格転嫁が進んでいないとの現状もあり、中小事業者向けのさらなる支援策や簡易方式の導入など事業者の事務負担が過度とならないよう要望する。

## (3)地方のあり方

### ①地方創生

京都府では景観保全と都市計画との調和等の理由から建物の高さ制限を設けているが、これを地価・家賃高騰や災害時のリスク分散、人材の偏在のといった観点から長期的に東京都において実施し東京一極集中を解消するよう要望する。

### ②財政・行政の効率化

スマート行政＝スマート行政であり、地方を含めた行政のデジタル化、民間におけるデジタル技術の活用促進などを一層加速化し、国民一人一人のニーズに合った行政サービスの実現に向けて、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資する調達等を推進し、対面・書面・押印を求める規制・慣行の見直し等に取り組み、我が国の社会変革を一気に進めるよう要望する。

## 2. 税目別

### (1) 法人税関係

#### ① 少額減価償却資産の見直し

これまででも、少額の減価償却資産の損金算入制度について、複数の取得価額基準が混在しており、税制の簡素化、事務処理の簡便化の観点から、全ての制度を統合し、全ての法人について取得価額50万円未満は全額損金算入できるように見直すよう要望してきているところ。直ちに見直しができないのであれば当面は、施行から相当年数が経過している10万円未満の基準を30万円未満とすること。

### (2) 個人所得税

我が国は欧米に比較してGDPも低く、安い賃金で働いている。これを是正するため時限的に上昇賃金非課税制度を導入することを要望する。

なお、手取額の増加を実感してもらうことが目的であり、社会保険料の算定・徴収にもこれを適用する。

### (3) 相続税・贈与税関係

経済の活性化に資するよう、相続税・贈与税の基礎控除の引き上げを要望する。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

